

# 日本の中央省庁における情報公開制度にまつわる情報提供の現況

本田正美<sup>†1</sup>

2001年に情報公開法が施行されて以降、中央省庁において情報公開制度が運用されている。情報公開制度は、開示請求者から請求を受けて公共機関が情報を開示する仕組みであり、開示請求を行わんとする者に対して制度についての情報の提供が必須とされる。ここで、情報公開法に基づき制度が運用されている中で、各組織で情報提供に差が生じている可能性がある。そこで本研究は、日本の中央省庁の Web サイトに着目し、サイト上での情報公開制度にまつわる情報提供の現況を確認した。その結果、日本の1府11省1庁では、同一の制度についても、その情報提供に差があることが明らかとなった。

## Current status of information provision related to the information disclosure system in Japan's central government ministries

Masami HONDA<sup>†1</sup>

Since the Information Disclosure Law came into effect in 2001, the information disclosure system has been in operation at central government ministries and agencies. The information disclosure system is a mechanism in which a public institution discloses information upon receiving a request from a disclosure requester, and it is essential to provide information about the system to a person who intends to make a disclosure request. Here, while the system is operating equally based on the Information Disclosure Law, there is a possibility that there is a difference in information provision among each organization. Therefore, this study focused on the websites of central government ministries and agencies in Japan, and confirmed the current status of information provision related to the information disclosure system on the websites. As a result, it became clear that the central government ministries in Japan have different information provision even for the same system.

### 1. はじめに

2001年に情報公開法が施行されて以降、中央省庁において情報公開制度が運用されている。情報公開制度は、開示請求者から請求を受けて公共機関が情報を開示する仕組みである。

情報公開制度を利用して開示請求を行わんとする者は、必ずしも制度に通じた者ではない。そこで、開示請求を行おうとする者に対して制度に関する情報の提供が必須とされる。情報公開制度は機関ごとに運用されており、情報公開法に基づく共通の制度であっても各機関で情報提供に差が生じている可能性がある。

本研究は、日本の中央省庁の Web サイトに着目し、サイト上での情報公開制度にまつわる情報提供の現況を確認することを研究目的とする。

### 2. 情報公開制度にまつわる情報提供への着目

情報公開法は2001年に施行された。同法に基づき、中央省庁における情報公開制度は運用されている。既に法律施行から20年あまりが経過しており、制度の運用実績も蓄積されていることになる。

日本政府に先立って、自治体レベルでは情報公開にかか

わる条例が制定されることで、制度の整備がなされてきた。具体的には、1982年に山形県金山町において条例制定されたのが全国初となる。その後、都道府県レベルでは、1983年に神奈川県が条例を制定することで、情報公開制度が整備されてきた。以後、全国に情報公開条例の制定が波及し、既にごく一部の例外を除いて、ほぼ全ての自治体で情報公開条例に基づく情報公開制度が構築されている[1]。

情報公開制度は、国と地方で既に定着した制度となっており、[2]のように制度上の課題を論じた研究がある。あるいは、制度の存在を所与として、情報公開制度を情報教育分野で活用する方策を論じた[3]のような研究、データ活用と情報公開制度との関係を論じた[4][5]のような研究もなされるようになってきている。

制度として定着している情報公開制度にかかわり、その運用実態についての情報の公開もなされている。具体的に、都道府県における情報公開制度の運用状況に関する情報公開の現況について、[6]で事例分析を行ったところである。

[6]では、自治体レベルでの情報公開制度にまつわる情報提供について事例分析を行っている。対して、中央省庁に関する情報公開制度にまつわり、その情報提供の現況についての確認は行われていない。そこで、本研究では、2021年段階での中央省庁における情報公開制度にまつわる情報提供の現況を確認することとする。

なかでも、本研究では、情報開示請求を行おうとする者

<sup>†1</sup> 関東学院大学  
Kanto Gakuin University

が最初にアクセスする先と目される各省庁の Web サイト上での情報提供の現況に焦点を当てる。情報公開制度を利用して情報開示請求を行わんとする者が最初に確認するであろう各機関の Web サイトにおいて、十分な情報提供が行われているのか否かを、本研究では検証するのである。

### 3. Web サイト上での情報提供の重要性

本研究では、日本の中央省庁の取り組みについての事例分析を行う。ここで事例として対象とするのは、日本の 1 府 11 省 1 庁である 1。いずれも情報公開法に基づき情報公開制度が運用されている。

1 府 11 省 1 庁の Web サイト中の情報公開制度に関するページにアクセスし、そのページで行われている情報提供の現況を確認することとする。

なお、都道府県においては、その公式 Web サイト上に必ず情報公開制度に関するページが設けられていることは確認済である[7]。情報開示請求を行おうとする者は Web サイト経由で制度に関わる情報を入手することが想定されているものと考えられることから、Web サイト上で情報提供を行うことは合理的な対応であると考えられる。加えて、開示請求の手続きをオンラインで行うことも可能である[8]。Web サイトで情報を確認した上で、そのまま開示請求に進むということも想定されるところである。それゆえに、Web サイト上での情報提供の重要性は高く、その事例分析を行うことの有用性も十分に認められるものと考えられる。

1 府 11 省 1 庁については、「当該機関名 情報公開」で Web 検索を行うことで、情報公開制度に関わるページにアクセスすることが出来る。当該ページにアクセスした日時は 2021 年 1 月 28 日であり、この時点での現況を確認したことになる。

以下では、各機関において、情報公開制度にまつわり提供されている情報を確認することとする。

### 4. 中央省庁における情報公開制度にまつわる情報提供の現況

1 府 11 省 1 庁について、その Web サイト上で情報公開制度にまつわり提供されている情報をまとめたものが以下の図表 1 と図表 2 である。

図表中の機関名について、「警察庁」としてあるが、これについては「国家公安委員会・警察庁」として同じページで情報提供がなされていたため、紙幅の都合で「警察庁」としている。

図表 1 中央省庁における情報提供事項(1)

|     | 概要 | 窓口 | 書類様式 | 手数料 | 行政文書ファイル管理簿 | 審査基準 |
|-----|----|----|------|-----|-------------|------|
| 内閣府 | ○  | ○  | ○    | ○   | ○           | ○    |
| 総務省 | ○  | ○  | ○    | ○   | ○           | ○    |
| 法務省 | ○  | ○  | ○    |     | ○           | ○    |
| 外務省 | ○  |    | ○    |     | ○           | ○    |
| 財務省 | ○  | ○  | ○    | ○   | ○           | ○    |
| 文科省 | ○  | ○  | ○    | ○   | ○           | ○    |
| 厚労省 | ○  | ○  | ○    | ○   | ○           | ○    |
| 農水省 | ○  | ○  | ○    | ○   | ○           | ○    |
| 経産省 | ○  | ○  | ○    | ○   | ○           | ○    |
| 国交省 | ○  | ○  | ○    | ○   | ○           | ○    |
| 環境省 | ○  | ○  | ○    | ○   | ○           | ○    |
| 防衛省 | ○  | ○  | ○    | ○   | ○           | ○    |
| 警察庁 |    | ○  | ○    |     | ○           | ○    |

(出典：筆者作成)

「概要」は、情報公開制度の概要についての説明の有無を示している。警察庁以外は情報公開制度の概要に関する情報提供がなされていた。

「窓口」は、情報公開請求を受け付ける窓口に関する情報の提供についての有無を示している。外務省以外は、受付窓口の情報が提供されていた。とりわけ、本庁舎以外でも請求を受け付ける場合には、この「窓口」に関する情報は重要となる。

「書類様式」は、開示請求時に提出する必要がある書類様式に関する情報提供の有無を示している。この項目については、全ての省庁で情報提供がなされていた。なお、ここでの情報提供は word や PDF で書類様式の提供を行っていることと同義である。

「手数料」は、開示時に請求者が負担する必要がある費用に関する情報の提供の有無を示している。ここで言うところの手数料は開示請求手数料と開示実施手数料の両方を含むものである。開示請求手数料は請求時に一文書あたり 300 円といった金額が設定されている。開示実施手数料は印刷した場合の用紙ごとの金額や複写したメディアごとの金額が設定されている。この項目については、三つの機関で情報提供がなされていない。

「行政文書ファイル管理簿」は、当該機関が管理している行政文書ファイルにつき、その検索が可能かどうかを示している。この項目については、全ての機関で情報提供がなされており、具体的には行政文書ファイル管理簿の検索へのリンクが貼られている。

「審査基準」は、開示請求を受けた際の開示の可否の判断を行う審査基準について情報提供がなされているのか否

1 この他に復興庁を入れて、1 府 11 省 2 庁を中央省庁とする場合もあるが、復興庁は暫定的な機関として設置された経緯を考慮し、本研究では事例分析の対象には含めていない。

かを示している。この項目も全ての機関で情報提供がなされていた。

図表 2 中央省庁における情報提供事項(2)

|     | 不服<br>審査 | 文書管<br>理規則 | 情報<br>提供 | オンラ<br>イン | 実績 | 総務省 |
|-----|----------|------------|----------|-----------|----|-----|
| 内閣府 |          | ○          |          |           |    | ○   |
| 総務省 | ○        |            | ○        |           |    | /   |
| 法務省 |          | ○          | ○        |           |    | ○   |
| 外務省 |          |            | ○        |           |    |     |
| 財務省 | ○        | ○          |          |           |    | ○   |
| 文科省 | ○        | ○          |          |           |    |     |
| 厚労省 | ○        |            |          | ○         |    | ○   |
| 農水省 |          | ○          |          |           |    | ○   |
| 経産省 | ○        | ○          |          |           | ○  |     |
| 国交省 | ○        | ○          |          | ○         |    |     |
| 環境省 | ○        |            | ○        |           |    | ○   |
| 防衛省 | ○        | ○          |          |           |    | ○   |
| 警察庁 |          | ○          |          |           |    | ○   |

(出典：筆者作成)

「不服審査」は、開示請求を行った後に文書の一部開示や非開示があった場合などに請求者が行うことが可能な不服申し立てに関する情報提供の有無を示している。5つの機関ではこの情報が提供されていない。

「文書管理規則」は、開示請求の対象となる文書について規定されている管理規則の情報提供の有無を示している。この項目については、4つの機関で情報提供がなされていない。

「情報提供」は、反復継続的に開示がなされた情報等についての情報提供がなされているのか否かの有無を示している。これは、「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」(平成 27 年 3 月 27 日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるものについては、原則として Web サイトによる提供を図る」とされたことにより、開示請求を待たずに情報提供がなされる情報があり、そのような情報の提供がなされているのか否かの有無を示している。この項目は 4 つの機関で有りとなっている。各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定がなされているが、実態としてはそのような情報提供が行われるのは少数の省庁に留まる。

「オンライン」は、情報開示請求についてオンラインでの申請画面への案内の有無を示している。この項目は、厚生労働省と国土交通省での情報提供に留まっている。

「実績」は、情報公開に関する実績についての情報提供の有無を示している。都道府県においては情報公開制度の運用状況についての情報提供が一定程度浸透していた[6]。対して、中央省庁では経済産業省のみが制度の運用実績についての情報を提供していたことになる。

「総務省」は、総務省が国の情報公開に関する情報提供を行っており、その情報提供の Web ページへのリンクが掲載されているのか否かの有無を示している。総務省本体を除くと、8つの機関が総務省の当該ページへのリンクをページに貼ってある。

図表 3 は、各省庁の情報公開制度に関する情報提供を行っている Web サイトの URL 一覧である。

図表 3 参照したサイトの URL 一覧

|     | URL   |
|-----|---|
| 内閣府 | <a href="https://www8.cao.go.jp/koukai/index.html">https://www8.cao.go.jp/koukai/index.html</a>   |
| 総務省 | <a href="https://www.soumu.go.jp/menu_sinsei/jyouhou_koukai/index.html">https://www.soumu.go.jp/menu_sinsei/jyouhou_koukai/index.html</a>             |
| 法務省 | <a href="http://www.moj.go.jp/hisho/bunsho/disclose_index.html">http://www.moj.go.jp/hisho/bunsho/disclose_index.html</a>                             |
| 外務省 | <a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/public/johokokai/gaiyou/index.html">https://www.mofa.go.jp/mofaj/public/johokokai/gaiyou/index.html</a>         |
| 財務省 | <a href="https://www.mof.go.jp/procedure/disclosure_etc/disclosure/index.htm">https://www.mof.go.jp/procedure/disclosure_etc/disclosure/index.htm</a> |
| 文科省 | <a href="https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/main_b16.htm">https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/main_b16.htm</a>                                     |
| 厚労省 | <a href="https://www.mhlw.go.jp/jouhou/koukai.html">https://www.mhlw.go.jp/jouhou/koukai.html</a>   |
| 農水省 | <a href="https://www.maff.go.jp/j/kanbo/bunsho/zyoho_kokai/index.html">https://www.maff.go.jp/j/kanbo/bunsho/zyoho_kokai/index.html</a>               |
| 経産省 | <a href="https://www.meti.go.jp/intro/consult/disclosure/a_main.html">https://www.meti.go.jp/intro/consult/disclosure/a_main.html</a>                 |
| 国交省 | <a href="https://www.mlit.go.jp/appli/file000009.html">https://www.mlit.go.jp/appli/file000009.html</a>   |
| 環境省 | <a href="https://www.env.go.jp/johokokai/">https://www.env.go.jp/johokokai/</a>   |
| 防衛省 | <a href="https://www.mod.go.jp/j/proceed/joho/">https://www.mod.go.jp/j/proceed/joho/</a>   |
| 警察庁 | <a href="https://www.npa.go.jp/policies/disclosure/notice/index.html">https://www.npa.go.jp/policies/disclosure/notice/index.html</a>                 |

(出典：筆者作成)

情報公開制度に関する情報提供を行うページであるということでは共通性があるものの、サブディレクトリの決め方には統一性はないようである。

## 5. 考察

以上で確認したように、1府11省1庁にあつては、図表 1 に示した各項目および図表 2 の「不服審査」や「文書管理規則」については、当該機関の Web サイト上で、ほぼ共通して情報の提供を行っていた。それらの事項について中央省庁における情報公開制度において基本的に提供される制度にまつわる情報ということになる。

一方で、反復継続的に開示請求が見込まれる情報に関す

る「情報提供」や「オンライン」申請に関する情報の提供は少数の事例に留まる。それらの情報については、情報公開制度にまつわり提供される情報とは必ずしも言えない現況が浮かび上がる。

中央省庁は情報公開法に基づき情報公開制度を運用しているということでは同一の条件下にある。それゆえに、制度にまつわり基本的な情報は同様に提供されているという評価が可能であろう。しかし、「情報提供」や「オンライン」といった項目については対応に差が生じており、同一制度上でも機関ごとに異なる対応が取られることも示唆される。同じ法律に規定され、制度の運用も20年あまり経過しており、機関同士の相互参照も可能な状況にあっても、その現況には相違が生じているのである。

さらに、都道府県レベルでは情報提供されていた制度の運用実績に関する情報は中央省庁では例外的に経済産業省で提供されるに留まっていた。この点については、必ずしも中央省庁では情報公開制度の運用実績に関する情報の提供を行っていないということの意味するわけではない。あくまでも、情報公開制度全般に関する情報提供を行う Web ページで運用実績に関する情報が提供されていないというだけである。それでも、開示請求者が最初にアクセスすると考えられる Web ページ上には運用実績に関する情報は提供されておらず、そのような情報を入手しようと思った場合には別途検索の手間が必要とされる。

なお、単純に図表 1 や図表 2 で各項目に入れた「○」の数が多ければ良いということではないが、各機関におけるその数を見ると、財務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省が9つ、内閣府・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省が8つ、警察庁が6つ、外務省が5つであった。この数が情報公開制度にまつわる情報提供について対応状況の進捗を表しているのであれば、警察庁と外務省に立ち遅れが見て取れる。

この立ち遅れの理由として、その二つの機関については情報公開法でも不開示にすることが出来る事項である国家安全情報や公共安全情報を扱っていることがあげられるかもしれない。ただ、同様の情報を主に扱う防衛省は他の機関と同様に情報の提供を行っており、主に扱う情報によって制度にまつわる情報の提供に相違が生じると断定することは適切ではない。例えば、Web サイト構築時の方針の相違などに、その理由が求められる可能性があるだろう。これはサブディレクトリの不統一から裏打ちされることである。

また、国全般の情報公開については総務省が詳細な情報の提供を行っている。その総務省が行う情報提供を参照させるためのリンクを貼っている機関が全体の過半数を超えていた。自機関が行うところの情報提供に加えて、総務省

が行う国全般の制度にまつわる情報提供も参照させることで、抜け漏れのない情報提供が企図されていることが示唆される。

なお、総務省が開設している国の情報公開にまつわる情報提供の Web ページには、「施行状況調査」の結果が公表されている。これは、情報公開法に基づく情報公開制度の運用状況を毎年度調査して公表するものである。これは、図表 2 の「実績」にあたる情報となる。総務省のページで、その運用状況が公開されているため、個別の機関ではその運用状況にまつわる情報提供を行っていない可能性がある。これは、「総務省」には「○」がない経済産業省が唯一「実績」に「○」があることから示唆される事柄である。総務省の提供する情報が各機関の情報提供を補完している可能性も示唆されるだろう。

## 6. おわりにかえて

本研究では、日本の中央省庁の Web サイトに着目し、サイト上での情報公開制度にまつわる情報提供の現況を確認した。その結果、多くの機関で情報公開制度にまつわる基本的な情報が提供されていることが確認された。

一方で、提供されている情報の種類には一定の相違があることも確認された。同一の制度の下にあっても、機関が異なれば、その情報提供に差が生じると言うことである。そして、その相違を埋める存在としての国全体の情報制度にかかわる情報提供を行う総務省の役割の重要性も浮かび上がった。

## 参考文献

- 1 総務省自治行政局行政経営支援室：情報公開条例等の制定・運用状況に関する調査、(2018)
- 2 湯浅塾道：自治体の情報公開制度の現状と課題、九州国際大学法学論集、18(3)、pp.155-187、(2012)
- 3 中山泰一・角田博保：公文書公開手続きの情報科教育法への活用、情報処理学会論文誌教育とコンピュータ=IPSJ transactions、TCE、2(1)、pp.41-47、(2016)
- 4 田中哲也・野田哲夫：地方公共団体の情報公開・個人情報保護制度から見たオープンデータ、山陰研究、(10)、pp.21-33、(2017)
- 5 湯浅塾道：地方公共団体における官民データ活用の法的課題、情報法制研究、vol.2、pp.57-66、(2017)
- 6 本田正美：都道府県における情報公開制度の運用状況に関する情報の公開の現状と課題、研究報告電子化知的財産・社会基盤(EIP)、2020-EIP-90(27)、pp.1-4、(2020)
- 7 本田正美：自治体における公文書目録検索システムの現状と課題、研究報告電子化知的財産・社会基盤(EIP)、2020-EIP-89(8)、pp.1-5、(2020)
- 8 本田正美：情報公開請求申請の電子化の現状と課題、情報コミュニケーション学会研究報告、Vol.16、no.1、pp.23-24、(2019)

## 謝辞

本研究は、公益財団法人セコム科学技術振興財団特定領域研究助成「民主制下における地方自治体の情報公開・オープンデータと情報セキュリティとの交錯に関する研究」における研究成果の一部である。

2 総務省は「総務省」の項目をカウントしていない。これを加えるとすると、総務省は9つになる。